城里監査第26号令和5年10月16日

 城里町長
 上遠野
 修 様

 城里町教育委員会教育長
 添 田
 智 様

 城里町議会議長
 阿久津 則 男 様

城里町監査委員 五十嵐 由美子 城里町監査委員 関 誠一郎

令和5年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和5年度定期監査結果

第1 審査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

第2 審査の対象

1 まちづくり戦略課

2 総務課

3 町民課

4 財務課

5 税務課

6 健康保険課

7 長寿応援課

8 福祉こども課

9 農業政策課

10 都市建設課

11 教育委員会事務局

第3 監査の実施場所及び日程

1 実施場所 城里町役場 3 階 304 会議室

2 実施日程 令和5年9月26日(火)

第4 監査の着眼点及び方法

城里町監査基準に準拠し、令和4年度及び令和5年度における財務に関する事務の 執行及び経営に係る事業の管理が法令等に基づき適正かつ正確に行われているかに ついて、事前に関係帳簿、証書類等を検査し、当日関係職員から説明を受け監査を実 施した。

第5 監査の結果

各課局における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、概 ね適正であると認められた。指摘事項等については、次のとおりである。

確認した事実	措置すべき内容	該当課局
購入した備品に標識が付されていない。	町財務規則第254条第2項において、「その所管に属する備品に標識を付さなければならない。」と規定されていることから、台帳への記録とともに、標識を付すこと。	健康保険課 農業政策課 都市建設課
補助金の補助対象経費等が要綱に 明記されていなかった。	要綱には対象経費の記載が一切なく、補助額が「予算の範囲内」と定められているだけで、どのような経費について、どれだけ補助しようとする事業か分からず、補助金の額の確定にも支障をきたす恐れがあるため、対象とする経費や補助額の積算根拠を具体的に明示するような要綱の見直しを検討されたい。	教育委員会事務局

確認した事実	措置すべき内容	該当課局
ホロルの湯町民半額利用券及び広報誌特別ご招待券の発行には不公平感がある。	利用者が施設を利用する場合の料金は、各施設の公共性に着目し、公費と受益者がそれぞれ負担すべき割合を定め、施設の維持管理等に要する費用について、受益者が適正に応分の負担するように設定されるものである。また、使用料の減免・免除については、政策的で特例的な措置であり、真にやむを得ないものに限定し、適用することが望ましい。これらの事業においては、施設の設置目的や性質等を考慮したうえで、その必要性を再検討されたい。	まちづくり戦略課
新ごみ処理施設稼働に伴う確約書を根拠として、地元住民がホロルの 湯を利用する際の使用料及び入湯 税を町が負担している。	入湯税は、鉱泉浴場の入湯行為に対し課税されるもので、鉱泉浴場を利用する方が入湯税を納める納税義務者となる。町税条例には、地元住民に対する減免規定がないことからも契約にかかわらず徴収すべきであると考える。税の公平性や受益者負担の原則といった観点からも、早急に検討し対応するよう求める。	町民課
おひさま学童クラブに支払われる 委託料が前倒しで支払われている。	通常四半期ごとに支払われている委託料について、第3四半期分が7月に前倒しで支払われており、契約上の問題はないが1年間を見通した運営ができるのか心配である。父母会と協議の上、経営状況を調査し報告するよう求める。	福祉こども課
おひさま学童クラブの父母会において、副会長と監事を兼務している。	法人等においては定款等において、兼務することができないと規定していることが一般的であり、兼務できる根拠を示されたい。また、兼務することができないのであれば、改善するよう指導すること。	福祉こども課

第6 監査委員の意見

監査対象とした課局に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、いくつかの改善すべき事項が見られたので、この監査の結果に基づき又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、地方自治法第199条第14項の規定により監査委員に通知されたい。